

～職業紹介事業、労働者派遣事業を行う皆様へ～

公正採用選考人権啓発推進員制度

公正な採用選考を行うために

職業選択の自由

だれでも自由に自分の能力や
適性に応じて仕事を選べる

就職の機会均等

採用基準に適合するすべての
「人」が応募できる

採用の自由

雇用主の権利として、採用方針、
採用の自由があるが、人権に配慮
した選考が求められる



東京労働局

東京労働局・ハローワーク

(24.12.25)

公正採用選考人権啓発推進員制度

制度の目的

国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが重要です。

このため、職業紹介事業、労働者派遣事業を行う皆様においては、雇用主としての側面にとどまらず、労働力需給調整システムの一翼としての社会的責務の重要性に鑑み、「公正採用選考人権啓発推進員」(以下「推進員」という。)の設置を図り、ハローワークが推進員に対する研修等を行うことにより、公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的としています。

推進員設置対象となる事業所

- すべての職業紹介事業を行う事業所
- すべての労働者派遣事業を行う事業所

推進員選任の基準

職業紹介事業所又は派遣元事業所においては、当該職業紹介事業又は当該労働者派遣事業を実施する上での相当の権限を有する方から選任することを原則とします。

推進員の役割

「推進員」は、就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について、中心的な役割を担っていただきます。

- 求職者及び派遣労働者に関する採用・選考について、公正な採用選考システムの確立を図るとともに、求人者等に対する啓発等に努めること。
- 職業安定機関との連携に関すること。
- その他、当該職業紹介事業所、当該派遣元事業所において必要とされる対策の樹立及び推進に関すること。

推進員選任状況の報告は

- 推進員を選任していない東京労働局管内に所在する事業所については、新規の「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告」を速やかに**東京労働局需給調整事業部**に提出してください。推進員の選任状況について、管轄のハローワークに登録させていただきます。(P3の様式をコピーしてお使いください。)
- 推進員の選任後到来する毎年6月1日現在の推進員の選任状況についても報告していただくこととしております。

なお、推進員選任状況報告の提出先は、新規は東京労働局需給調整事業部、2回目以降は管轄のハローワーク(P2参照)となっておりますので、ご注意ください。

東京労働局

職業安定部 (公正採用選考・人権啓発推進員全般に関するお問い合わせ先)

担当部署	所在地	電話番号	最寄駅
職業対策課	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階	03-3512-1661	地下鉄「九段下」

需給調整事業部 (「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告」【新規】の提出先)

担当部署	所在地	電話番号	最寄駅
需給調整事業第一課 需給調整事業第二課	港区海岸3-9-45 東京労働局海岸庁舎	03-3452-1471	JR線「田町」 都営地下鉄「三田」

ハローワーク

「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告」【2回目以降】の提出先

安定所	担当部署	所在地	電話番号	管轄区域
飯田橋	雇用指導官	文京区後楽1-9-20	03-3812-8781	千代田区・中央区・文京区・島しょ
上野	事業所第一部門	台東区上野4-1-2	03-3847-2594	台東区
品川	雇用指導官	港区芝大門1-3-4 芝大門ビル	03-6402-5196	港区・品川区
大森	事業所第一部門	大田区大森北4-16-7	03-5493-8711	大田区
渋谷	事業所第一部門	渋谷区神南1-3-5	03-3476-8609	渋谷区・世田谷区・目黒区
新宿	雇用指導官	新宿区歌舞伎町2-42-10	03-3200-8609	新宿区・中野区・杉並区
池袋	事業所第一部門	豊島区東池袋3-5-13	03-3987-8609	豊島区・練馬区・板橋区
王子	雇用指導官	北区王子6-1-17	03-5390-8615	北区
足立	雇用指導官	足立区千住1-4-1	03-3870-8898	足立区・荒川区
墨田	雇用指導官	墨田区江東橋2-19-12	03-5669-8609	墨田区・葛飾区
木場	事業所第二部門	江東区木場2-13-19	03-3643-8621	江東区・江戸川区
八王子	事業所部門	八王子市子安町1-13-1	042-648-8681	八王子市・日野市
立川	事業所第一部門	立川市錦町3-1-9 錦中村ビル6階	042-525-8615	立川市・国立市・小金井市・昭島市・小平市 東村山市・国分寺市・東大和市・武蔵村山市
青梅	事業所部門	青梅市東青梅3-12-16	0428-24-8641	青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡
三鷹	事業所部門	三鷹市下連雀4-15-18	0422-47-8607	三鷹市・武蔵野市・西東京市・東久留米市・清瀬市
町田	事業所部門	町田市中町2-2-5 河原ビル2階	042-732-7397	町田市
府中	事業所部門	府中市美好町1-3-1	042-336-8650	府中市・稲城市・多摩市・調布市・狛江市

公正採用選考人権啓発推進員 選任状況報告

【新規・6月1日現在の選任状況】

氏名	役職(注1)	選任年月日
		平成 年 月 日

【報告事由】…いずれかの番号に「○」を付してください。

- 1 公正採用選考人権啓発推進員を、上記のとおり新たに選任しましたので報告します。
- 2 平成 年 6月 1日現在、上記の者を公正採用選考人権啓発推進員として選任しておりますので報告します。

平成 年 月 日

(※は該当する欄のみ記入してください)

※ 雇用保険適用事業所番号 - - / 被保険者数 人

※ 職業紹介事業者許可番号 【 - - 】

※ 労働者派遣事業者許可(届出)番号 【 般 - 】

【 特 - 】

事業所所在地 _____

電話番号 _____

事業所名 _____

事業主氏名 _____ (印)

公共職業安定所長 殿

- 注意
- 1 推進員は、採用選考に関して相当の権限を有する方から選任してください。ただし、主たる業務が職業紹介事業又は労働者派遣事業である場合は、紹介責任者や派遣元責任者等、事業についての相当の権限を有する方から選任してください。また、事業所の代表者を推進員として選任することもできます。
 - 2 人事異動等により推進員が変更になった場合には、その都度速やかに「変更届」を提出してください。なお、「変更届」は下記のホームページからダウンロードできます。

(URL) http://tokyo-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/kakushu_jouhou/sinsei_todokede/koyounushi/kousei_saiyou_senkou